

## 新旧対照表

(別紙 18)

【製造たばこの小売定価の認可の申請等に伴う輸入価格確認事務取扱要領（昭和 60 年 3 月 27 日蔵関第 320 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>1 小売定価の認可の申請時の確認</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 提出先</p> <p>認可申請書、同副本及び仕入書等は申請者の主たる事務所の所在地を管轄する税関長（業務部首席関税評価官（首席関税評価官を置かない税関にあっては関税評価官。）において「首席関税評価官等」という。）に提出されることとする。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) 認可申請書の輸入予定地税関への送付等</p> <p>上記(3)により処理した認可申請書について、その確認を行った税関（以下「確認税関」という。）以外に当該認可申請書に係る輸入予定地税関（以下「関係税関」という。）がある場合には、確認税関は当該認可申請書及び計算書（又は包括申告書）の写し各 1 部を関係税関の本関（業務部首席関税評価官等）に送付する。</p> <p>2 及び 3 (省略)</p>	<p>1 小売定価の認可の申請時の確認</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 提出先</p> <p>認可申請書、同副本及び仕入書等は申請者の主たる事務所の所在地を管轄する税関長（業務部評価部門）に提出させることとする。</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(4) 認可申請書の輸入予定地税関への送付等</p> <p>上記(3)により処理した認可申請書について、その確認を行った税関（以下「確認税関」という。）以外に当該認可申請書に係る輸入予定地税関（以下「関係税関」という。）がある場合には、確認税関は当該認可申請書及び計算書（又は包括申告書）の写し各 1 部を関係税関の本関（業務部評価部門）に送付する。</p> <p>2 及び 3 (同左)</p>